県章

三重県公報

平成29年6月16日（金）
第　2912　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
408	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（長寿介護課）	2
409	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	2
410	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	2
411	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	（治山林道課）	3
412	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	（漁業環境課）	3
	監査委員告示		
1	包括外部監査人の監査の事務の補助	（監査委員）	3
	海調委告示		
3	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	(海区漁業調整員会)	4
	公安委告示		
74	警備員等検定の実施	（公安委員会）	5
	公　　告		
	三重県情報公開条例の規定による平成28年度における運用状況の公表	（情報公開課）	7
	土地改良区の定款変更の認可	（農地調整課）	9
	公共測量が終了した旨の通知	（公共用地課）	9
	同件	（同）	9
	同件	（同）	9
	同件	（同）	9
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	9
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（管財課）	10
	同	（防災砂防課）	13
	落札者を決定した旨	（警察本部）	19
	正　　誤		
	平成29年5月30日付け三重県公報第2907号	(中小企業・サービス産業振興課)	19

告　　示

三重県告示第 408 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470701281	おちゃの花	松阪市飯南町粥見3381	有限会社ナカムラ	平成29年3月31日	訪問介護
2460390129	訪問看護リハビリステーション　えがお	鈴鹿市竹野 2 丁目13-11 ホープマンション1C	株式会社　グッドスマイル	平成29年4月30日	訪問看護
2470202694	イオン四日市尾平店	四日市市尾平町字天王川原1805番地	イオンリテール株式会社	平成29年4月30日	特定福祉用具販売
2470202702	イオン四日市北店	四日市市富州原町2-40	イオンリテール株式会社	平成29年4月30日	特定福祉用具販売
2470802162	福祉用具　まごの手	伊勢市小俣町宮前514番地	株式会社ケアフリー	平成29年5月31日	福祉用具貸与
2470802162	福祉用具　まごの手	伊勢市小俣町宮前514番地	株式会社ケアフリー	平成29年5月31日	特定福祉用具販売

三重県告示第 409 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470205093	指定居宅介護支援事業所　松本ひまわり	四日市市大字松本東川原3-1	株式会社ひまわり	平成29年2月28日	居宅介護支援

三重県告示第 410 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470701281	おちゃの花	松阪市飯南町粥見3381	有限会社ナカムラ	平成29年3月31日	介護予防訪問介護
2460390129	訪問看護リハビリステーション　えがお	鈴鹿市竹野 2 丁目13-11 ホープマンション1C	株式会社　グッドスマイル	平成29年4月30日	介護予防訪問看護
2470202694	イオン四日市尾平店	四日市市尾平町字天王川原1805番地	イオンリテール株式会社	平成29年4月30日	特定介護予防福祉用具販売
2470202702	イオン四日市北店	四日市市富州原町2-40	イオンリテール株式会社	平成29年4月30日	特定介護予防福祉用具販売

2470802162	福祉用具　まごの手	伊勢市小俣町宮前514番地	株式会社ケアフリー	平成29年5月31日	介護予防福祉用具貸与
2470802162	福祉用具　まごの手	伊勢市小俣町宮前514番地	株式会社ケアフリー	平成29年5月31日	特定介護予防福祉用具販売
2470303062	おおえのき接骨院　デイサービス稲生	鈴鹿市稲生町5096番地	有限会社おおえのきトータルヘルスケア	平成29年5月31日	介護予防通所介護

三重県告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成29年6月16日

三重県知事　鈴　木　英　敬

第1

1　解除予定保安林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内4640の41（国有林）

2　保安林として指定された目的

風害の防備

3　解除の理由

海岸保全施設用地とするため

第2

1　解除予定保安林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内4640の41（国有林）

2　保安林として指定された目的

公衆の保健

3　解除の理由

海岸保全施設用地とするため

三重県告示第412号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

平成29年6月16日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

宮川漁業協同組合

三重県伊勢市佐八町1720番地4

三重内共第15号

2　遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課に備え置いて、告示の日から平成29年6月30日まで縦覧に供します。

3　変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年6月7日

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき、包括外部監査人が監査の事務を

補助させることができる者について、平成 29 年 6 月 6 日に、次のとおり協議が調いました。

平成 29 年 6 月 16 日

三重県監査委員　山　口　和　夫
三重県監査委員　村　林　　聡
三重県監査委員　小　島　智　子
三重県監査委員　内　田　典　夫

当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査事務を補助できる期間

氏　　名	住　　所	補助できる期間
西　原　浩　文	愛知県名古屋市名東区一社四丁目 234 番地の 2	平成 29 年 6 月 6 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
児　山　法　子	愛知県名古屋市中村区則武一丁目 23 番 4 号	
平　手　健　一	愛知県名古屋市守山区大字上志段味字上島 684 番地Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ 6Ａ棟	
中　村　　貢	愛知県名古屋市北区楠味鋺五丁目 1317 番地	
倉　田　敦　史	愛知県稲沢市高御堂一丁目 5 番 26 号 ルミエール 404 号室	
岩　田　香　織	愛知県名古屋市中村区中村町字加藤屋敷 34 番地の 1 Ｒｕｂａｎｄ’ｏｒ 203 号	
林　　伸　一	愛知県弥富市鯏浦町上六 46 番地 10	
鈴　木　徹　也	愛知県名古屋市東区芳野一丁目 5 番 4 号	
雲　井　優　花	三重県松阪市嬉野須賀町 1107 番地 4	
水　谷　博　之	愛知県名古屋市西区菊井二丁目 4 番 5 号	

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 3 号

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 29 年 6 月 16 日

三重海区漁業調整委員会会長　掛　橋　　武

1　採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2　承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とします。

3　承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとします。

4　承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

5　承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。

6　承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消すことができます。

7　譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。

8　採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

9　取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

10　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年 7月 1日から平成30年 6月30日までとします。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第74号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成29年6月16日

三重県公安委員会委員長　　山　　本　　進

1　検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第1条第2号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第4号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る1級及び2級

2　実施期日及び実施場所

(1)　実施期日

種別及び級	実施期日	受検定員
交通誘導警備業務1級	平成29年9月29日（金）午前9時から午後5時まで	30人
交通誘導警備業務2級	平成29年11月22日（水）午前9時から午後5時まで	30人
施設警備業務2級	平成29年11月29日（水）午前9時から午後5時まで	30人
施設警備業務1級	平成29年12月7日（木）午前9時から午後5時まで	30人

(2)　実施場所

三重県津市島崎町143番地6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3　受検資格

(1)　施設警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限ります。以下「施設警備業務2級検定」といいます。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ　三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2)　施設警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3)　交通誘導警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限ります。以下「交通誘導警備業務2級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ　三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4)　交通誘導警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4　検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

5　受検申請手続等

(1)　検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2)　受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
交通誘導警備業務１級	平成 29 年 8 月 29 日（火）から 9 月 1 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
交通誘導警備業務２級	平成 29 年 10 月 24 日（火）から 同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
施設警備業務２級	平成 29 年 10 月 30 日（月）から 11 月 2 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
施設警備業務１級	平成 29 年 11 月 7 日（火）から同月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3)　受検申請の受付場所

ア　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ　警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4)　提出書類

ア　施設警備業務１級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

(ｴ)　3(1)アに該当する者は、施設警備業務２級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(ｵ)　3(1)イに該当する者は、１級検定受検資格認定書　１通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ　施設警備業務２級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

ウ　交通誘導警備業務１級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

(ｴ)　3(3)アに該当する者は、交通誘導警備業務２級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(ｵ)　3(3)イに該当する者は、１級検定受検資格認定書　１通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ　交通誘導警備業務２級

(ｱ)　検定申請書（規則第９条に規定する別記様式第１号）　１通

(ｲ)　三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ｳ)　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２枚

(5)　受検票の交付

検定申請書を提出した警察署生活安全課において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6　検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前８時45分から午前９時までとします。

7　受検手数料

種別及び級	受検手数料
施設警備業務１級	16,000円
施設警備業務２級	16,000円
交通誘導警備業務１級	14,000円
交通誘導警備業務２級	14,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8　その他

(1)　検定に際しては、筆記用具を持参し、実技試験に適した服装でお越しください。

(2)　御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110　内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公　　告

三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第30条の規定に基づき、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に請求のあったもの）における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

平成29年6月16日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　公文書開示請求の状況

	住所又は居所		
	県　内	県　外	計

個　　人	1,458	245	1,703
法　　人	6,132	875	7,007
計	7,590	1,120	8,710

注　この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2　公文書開示請求区分の状況

来　庁　場　所				ファクシミリ	送付	インターネット	合　計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
1,178	116	5,993	7,287	1,137	45	241	8,710

注　1　この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2　総合窓口にあっては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課、案内窓口にあっては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあっては、各地域機関等、各警察署、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

3　公文書開示請求の決定等の状況

区　分	決定の内訳							取下げ等	合　計
	開　示	部分開示	非開示	存否応答拒否	その他非開示	不存在	小　計		
件　数	7,986	990	10	3	0	239	9,228	94	9,322

注　1　この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2　請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4　公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実施機関		件数	実施機関		件数
知事	防災対策部	14	行政委員会等	議会	20
	戦略企画部	6		教育委員会	500
	総務部	87		公安委員会	0
	健康福祉部	579		警察本部	79
	環境生活部	515		選挙管理委員会	7
	地域連携部	56		人事委員会	1
	農林水産部	1,350		監査委員	0
	雇用経済部	85		労働委員会	0
	県土整備部	5,574		収用委員会	0
	出納局	3		海区漁業調整委員会	2
	小計	8,269		内水面漁場管理委員会	0
				企業庁	342
				病院事業庁	7
				地方独立行政法人三重県立総合医療センター	0
				公立大学法人三重県立看護大学	1
				小計	959
			合計		9,228

注　この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5　不服申立ての状況

27 年度からの繰越件数	28 年度の諮問件数	平成 28 年度審査会処理件数			未処理件数（諮問中）	取下げ
		認　容	一部認容	棄　却		
8	15	1	6	6	8	2

注　この表は、不服申立てのうち三重県情報公開審査会に諮問があったもので、平成 29 年 3 月 31 日現在の件数です。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、津田土地改良区（多気郡多気町丹生 1620-3）の定款の変更を認可しました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業地域

津市河芸町南黒田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 5 月 19 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2　作業地域

伊勢市朝熊町、同市二見町江、同町三津、同町茶屋、同町山田原、同町溝口、度会郡玉城町朝久田、同町原、同町上玉川、同町上田辺及び同町山神

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 5 月 19 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2　作業地域

伊勢市高麗広、度会郡度会町南中村、同町小萩、同町柳、同町市場、同町和井野、同町脇出、同町川上及び同町棚橋

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 2 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2　作業地域

南牟婁郡紀宝町井内、同町大里、同町北桧杖、同町瀬原及び同町高岡

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 6 月 5 日	松阪市上七見町字出町 291	松阪市豊原町 930-4 ピルツ 201 号 福　永　陽　介
平成 29 年 6 月 6 日	名張市東田原字界外 333-11 の一部ほか 5 筆	名張市美旗中村 2339-2 株式会社ハッピーウェルネス 代表取締役　福　森　　暁
平成 29 年 6 月 7 日	いなべ市員弁町畑新田字中垣内 431-6	桑名市星見ケ丘 7 丁目 902 ボワラクテ 102 号 湊　　哲
平成 29 年 6 月 7 日	松阪市深長町字中世古 592-1	松阪市深長町 593 白　塚　大　介

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

三重県庁舎で使用する電気（予定使用量）3,081,000ｋＷｈ

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　使用期間

平成 29 年 10 月 1 日（日）0 時から平成 30 年 9 月 30 日（日）24 時まで

(4)　需要場所

三重県津市広明町 13 番地　三重県庁舎

(5)　業種及び用途

官公署（事務所）

(6)　供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　平成 29 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ　小売電気事業者にあっては供給実績があること(一般送配電事業の許可を受けている者を除く)。

3　入札に関する事項

(1)　本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により参加することもできます。

(2)　本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの

利用登録が必要です。

なお、本件入札は特定調達（ＷＴＯ）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ＩＣカード使用届）は不要とします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の競争入札資格確認申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。

4　入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、平成 29 年 7 月 7 日（金）15 時までに電子入札システムより(1)の競争入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札に参加する者にあっては(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を 5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。

なお、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を平成 29 年 8 月 1 日（火）15 時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について説明をお願いする場合があります。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4)　一般送配電事業者及び小売電気事業者が平成 29 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに平成 29 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368　　ファクシミリ 059-229-1016

(5)　小売電気事業者にあっては供給実績があることを証明する書類(一般送配電事業の許可を受けている者を除く。)

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課管財班　担当　田中

電話 059-224-2135　　ファクシミリ　059-224-2111　　電子メール　kanzai@pref.mie.jp

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話 059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 7 月 26 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 7 月 14 日（金）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 7 月 26 日（水）14 時まで

イ　書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で局留郵便として提出してください。

提出締切日時　平成 29 年 7 月 26 日（水）14 時

なお、三重県庁内郵便局へは平成 29 年 7 月 18 日（火）から同月 26 日(水)14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地

宛　先　三重県庁内郵便局留

受取人　三重県総務部管財課管財班

案件名　三重県庁舎で使用する電気　入札書在中

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成 29 年 7 月 26 日（水）14 時 30 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格及び落札資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

(4)　苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased：

Electricity (approx. 3,081,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office

(2)　Supply period:

From 0:00 A.M. on Sunday, October 1, 2017 to 12:00 P.M. on Sunday, September 30, 2018

(3)　Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Government Office

(4)　Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, July 26, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 18, 2017 and 2:00 P.M. on Wednesday, July 26, 2017.

(5)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Wednesday, July, 26, 2017.

(6)　Managing Authority：

Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 16 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

三重県土砂災害情報提供システム再構築・運用保守業務委託

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札等情報サービスシステムから入手することができます。

(3)　委託期間

契約締結の日から平成 35 年 3 月 31 日（金）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5)　総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（ＷＴＯ）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請について、電子証明書（ＩＣカード）は不要とします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書を平成 29 年 7 月 3 日（月）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を 7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を、平成 29 年 8 月 1 日（火）15 時までに 7(1)の場所に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書

(2)　提案書等提出申請書

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(5)　三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 75 条第 4 項第 3 号に該当し、契約保証金の免除を希望される場合は、過去 3 年間に今回の契約金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約を締結し履行した実績を示す証明書

5　技術提案書の作成について

(1)　調達説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。

(2)　提出部数は、11 部（正本 1 部、副本 10 部）及び電子媒体 1 部とします。

(3)　原稿サイズはＡ4 を基本とし、両面使用により頁数は 50 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。

(4)　目次、ページ及びインデックスを付けてください。

(5)　製本の編綴（てつ）順序は、提案書記載依頼事項の評価項目順序のとおりとしてください。

(6)　一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

6　技術提案書聴取会の実施について

調達説明書（仕様書）に記載の提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、入札参加希望者は出席をお願いします。

なお、詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7　入札手続等に関する事項

(1)　入札事務担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課経理2班　担当　早川

電話　059-224-2680　　ファクシミリ　059-224-2415

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部防災砂防課砂防班　担当　山下

電話　059-224-2697　　ファクシミリ　059-224-2684

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）等の配布方法

本公告日から平成29年7月3日（月）15時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年7月6日（木）予定

(6)　技術提案書等の提出日時、場所及び提出方法

ア　日時　平成29年7月10日（月）から同月13日（木）15時まで

イ　場所　〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課経理2班　担当　早川

ウ　方法　技術提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱（こん）包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送する場合は封筒等の外側に「三重県土砂災害情報提供システム再構築・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7)　技術提案書聴取会の実施

ア　日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります

日程　平成29年7月25日（火）予定

イ　具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ　技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ　出席者は本件担当予定者を含め3名以内としてください。

(8)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年7月28日（金）15時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ　書面による入札の場合は、入札書と入札内訳書を一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年7月28日（金）15時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成29年7月20日（木）から同月28日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留

受取人　三重県県土整備部県土整備財務課経理2班　担当　早川

案件名　三重県土砂災害情報提供システム再構築・運用保守業務委託入札書在中

(9)　開札の日時及び場所

日時　平成 29 年 7 月 28 日（金）15 時 10 分

場所　三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部県土整備財務課

※　入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、開札日前日の 15 時までに 7(1)に掲げる所属へ連絡してください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額を消費税等の税率で除した金額の総額を記載するものとします。ただし、入札書の提出までに消費税等の税率の改正があったときは改正後によるものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、規則第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8　その他

(1)　入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、電子入札システムの質問回答又は入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切　平成 29 年 6 月 23 日（金）15 時まで

結果回答　　平成 29 年 6 月 28 日（水）15 時までに行います。

(2)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3)　契約書作成の要否

要

(4)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が１者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract：

Rebuilding “the Mie Prefectural Sediment Disaster Information System” and its maintenance duties

(2)　Submission of Proposal:

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between Monday, July 10, 2017 and 3：00 P.M. on Thursday, July 13, 2017.

(3)　Bid Submission Deadline：

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3：00 P.M. on Friday, July 28, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, July 20, 2017 and 3：00 P.M. on Friday, July 28, 2017.

(4)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3：10 P.M. on Friday, July 28, 2017.

(5)　Managing Authority：

Disaster Preparedness and Erosion Control Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2697　FAX：059-224-2684

(6)　Language and Currency used in the Tendering Procedure：

Japanese and Japanese currency

別記　落札候補者決定基準

1　基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1)　入札価格の評価

入札価格の評価については、「2　入札価格に対する評価」に従い、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(2)　提案内容の評価

提案内容の評価については、「3　提案内容の評価」に従い、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」といいます。）を与えます。

(3)　合計点の最も高い者が２以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア　入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ　入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2　入札価格に対する評価

「価格評価点」の満点は130点とし、以下の計算式によります。

「価格評価点」＝130×（1−X／K）

X：入札価格（円）

※　平成29年度から平成34年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額　90,479,000円

※　入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

※　有効数字は、小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目以降を切り捨てます。

3　提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書の内容について以下の手順で行います。

(1)　大分類の設定

次のとおり大分類を設定します。

①　全般

②　機能要件

③　非機能要件

④　運用保守

⑤　プロジェクト管理

(2)　大分類配点

「技術評価点」の満点は260点とし、次のように大分類毎に点数を配点します。

①　全般：40点（評価項目数：2項目）

②　機能要件：80点（評価項目数：4項目）

③　非機能要件：40点（評価項目数：2項目）

④　運用保守：40点（評価項目数：2項目）

⑤　プロジェクト管理：60点（評価項目数：4項目）

(3)　採点方法

技術評価点の計算方法

「技術評価点」は、項目毎に採点し、以下の式で求めた各項目の調整後項目評価点の合計とします。

調整後項目評価点＝項目評価点×項目加重点

ア　項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は、以下に示す「優」「良」「可」「評価外」の4段階評価で行います。

a　「優」の提案は「5点」とします。

b　「良」の提案は「3点」とします。

c　「可」の提案は「1点」とします。

d　「評価外」（記述のないもの等。）は「0点」とします。

「評価項目点」は、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。

※　有効数字は小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目以降を切り捨てます。

イ　項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1 から 5 までの項目加重点を設定します。各評価項目に係る「項目加重点」の設定については、「資料4_別紙1_提案書評価表」に示すとおりとします。

4　落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」と「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、以下に示す条件に一つでも該当する場合は落札候補者としません。

(1)　入札価格が、「資料1_調達説明書」3で示した評価基準額を超える場合

(2)　「資料1_別紙3_入札内訳書」により提出された各年度別価格が、「資料1_調達説明書」10(5)で示した年度別の支払限度額を超える場合

(3)　提案内容の評価において、全委員が「評価外」とした評価項目が一つでもある場合。ただし、「資料4_

別紙 1_提案書評価表」の「必須項目」欄において「加点」とした評価項目については、要件の対象外とします。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月16日

三重県警察本部長　難　波　健　太

1	特定役務の名称	交通管制センター上位装置賃貸借契約
2	担当部局	津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課用度係
3	落札者決定日	平成29年5月26日
4	落札者	愛知県名古屋市中区錦二丁目2-2 芙蓉総合リース株式会社名古屋支店 支店長　亀井　潤
5	落札金額	入札価格　17,640,000円 契約金額　19,051,200円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	平成29年4月11日

正　　誤

平成29年5月30日付け三重県公報第2907号に登載しました、大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出の告示中

ページ　行

12　7

誤

位置	位置	

正

荷さばき施設	面積	位置

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/